

一般社団法人 海っ子の森 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人海っ子の森と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、海の森づくりをテーマに、会員相互の協力、協調のもと、海の環境保護・再生等の活動、漁業及び漁業者への支援、市民・NPOと連携した活動及び若年層への環境教育等を行い、環境保護の推進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 海の環境保護・再生への取組み(藻場造成・ごみ清掃他)
- 2 環境再生への教育・技術指導
- 3 漁業者・地域活動への協力
- 4 環境保護再生活動イベント運営及び広報
- 5 前号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき

- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は正会員をもって構成する

(権限)

第13条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費について決議する。

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決し、理事長が招集する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(理事の員数)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、若干名を専務理事又は常務理事とすることができる。
- 3 理事長以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。
- 4 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 2 5 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 2 6 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 2 7 条 当法人は、役員的一般法人法第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求める(基金を引き受ける者の募集をする。)ことができるものとする。

(基金の募集等)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て決定する。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人の剰余金はこれを一切分配してはならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第45条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成23年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

三重県津市安濃町太田1603番地29
設立時社員 山下 達巳

三重県津市桜橋三丁目446番地25号
設立時社員 奥村 隆

以上、一般社団法人海っ子の森を設立するためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年 4月 1日

設立時社員 山下 達巳

設立時社員 奥村 隆